

【特定認定看護師について】

当院には、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が在籍しています。

特定行為とは「専門的な知識と技術が必要とされる診療の補助」であり、所定の研修を修了した看護師は、厚生労働省が定める基準を満たした手順書（包括的な指示書）に従えば、医師の直接的な指示がなくとも当該行為を実施できるというものです。

当手術室では、必要に応じて、上記の研修を修了した特定認定看護師が、麻酔科医師の指示のもと、十分な安全を確保した上で、特定行為を含む麻酔管理の補助業務を担当しています。

緊急時を除き、診療補助を予定している患者様には、同看護師が術前訪問のうえ内容の説明をさせて頂いております。

【実施可能な特定行為（下の6区分、8行為）】

特定行為区分の名称（6区分）	特定行為（8行為）
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸器からの離脱
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液の補正
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

特定行為に関して

[特定行為とは](#)（厚生労働省 HP 内）

[クリックすればご覧いただけます](#)

包括同意に関して

[包括同意について](#) [札幌孝仁会記念病院](#)（当院 HP 内）

[クリックすればご覧いただけます](#)

【スタッフ紹介】

手術看護特定認定看護師 井上賢人